

オーストラリアのIT施策

～タスマニアにおける連邦・州・自治体の取組みを中心に～

財団法人自治体国際化協会
(シドニー事務所)

目 次

はじめに

概 要	i
-----------	---

第1章 オーストラリアにおけるITの現状

第1節 オーストラリアのIT環境

1 社会へのIT普及度	1
2 行政におけるIT利用状況	3
3 国際評価	6

第2節 オーストラリア連邦政府のIT戦略

1 首相演説	9
2 連邦情報経済局	9
3 政府オンライン戦略計画	10

第2章 連邦政府のIT政策の進捗状況

第1節 ポータルサイトの再構築 11 |

第2節 各種基準・標準システムの構築 11 |

第3節 政府オンライン戦略計画の進捗状況 13 |

第4節 連邦の地方部振興対策

1 IT事業の外部委託に伴う地方部振興の試み	17
2 地方部手続処理センター助成事業	17
3 ネットワーキング・ザ・ネーション	18

第3章 連邦によるタスマニアでのIT化集中戦略

第1節 概略 19 |

第2節 インテリジェント・アイランド計画 20 |

第3節 タイガース計画 20 |

第4節 ローンセストン・ブロードバンド計画 22 |

第5節 タスマニア学校ネットワーク構築 23 |

第4章 タスマニアにおける州政府・自治体のIT政策

第1節 サービス・タスマニア 24 |

第2節 州政府の主要政策とIT関連施策の関連 26 |

第3節 タスマニアにおけるネットワーキング・ザ・ネーション事業

1 オンライン・アクセス・センター	27
2 タスマニア・コミュニティ・ネットワーク計画	28

3	自治体オンライン・サービス計画	28
第4節	タスマニア・セントラル・ポータル	30
第5章 州政府・自治体のIT化事例		
第1節 州政府の事例		
1	地方部におけるインターネット普及事業 (SA州)	32
2	全州民への無料電子メール及びウェブサイトの提供 (SA州)	33
3	バーチャル選挙区構想 (SA州)	34
4	政策参加チャット (SA州)	35
5	ビジネス関連サービス総合サイト (SA州)	36
6	教育環境のネットワーク化 (SA州)	36
7	手続専用サイト (VIC州)	37
8	弱者のための多角的IT普及策 (VIC州)	37
9	電子投票システム (ACT)	38
10	情報の百貨店 (WA州)	41
第2節 自治体の事例		
1	苦情等受付システムとペーパーレス化 (ローンセストン市 TAS)	42
2	民間コールセンターとインターネットによる24時間サービス (ハーストビル市 NSW)	42
3	青少年専用ウェブサイトによる行政サービス (アデレード市 SA)	43
4	最新の情報技術による山火事防止システム (ウィトウルシー市 VIC)	44
5	最新の情報技術による不動産評価システム (ウィトウルシー市 VIC)	45
6	市役所の中古パソコンで1石3鳥策 (ペンリス市 NSW)	45
7	開発・建築申請手続のオンライン化 (ペンリス市 NSW)	46
8	開発申請周知用の公共キオスク端末 (パインリバース・シャイア QLD)	47
9	デジタル地図情報による環境管理システム (ブルマウンテン市 NSW)	47
10	デジタル地図情報による都市管理システム (ノースドニー市 NSW)	48
11	コンピュータ画面による市議会運営 (ジョーンダラップ市 WA)	48
おわりに		49
参考文献・ウェブサイト		51

はじめに

世界的な I T 化の潮流の中、オーストラリアは、近年、アメリカ合衆国やカナダ、シンガポールなどと共に I T 先進国としての国際評価が定着してきた。パソコンやインターネットの普及、インフラの整備といった社会環境の I T 化に留まらず、電子政府の構築に向けた先進的な取組みも評価を得ている。

オーストラリアは、広大な国土に対して人口が少ない。人口は海岸部周辺に集中しており、内陸部には人口希薄な町や集落が散在する。オーストラリアにおける行政の I T 施策は、特に、こうした地方部 (regional area、rural area)、遠隔地 (remote area) あるいは奥地 (outback) と形容される地域における行政サービス充実のための政策としての側面を強く持っている。

連邦政府は、1997 年から本格的に I T 施策に取り組んでいる。中でも、国内で唯一大陸から海を隔てた州であるタスマニアを“実験場”として各種 I T 化施策を集中的に促進していることは興味深い。

また、こうした地方部に焦点を当てた政策は、州政府も推進しており、ポータルサイト (行政サービス提供の総合窓口としてのウェブサイト) やオンライン・サービスの構築とともに、地方部のコミュニティに対する I T 利用の啓発活動なども促進している。

本レポートでは、連邦政府がタスマニア州を舞台に展開している I T 化集中戦略とタスマニア州政府による取組みを中軸に置きつつ、統計数値や他の州や自治体の取組み事例を紹介しながら、オーストラリアにおける電子政府構築の現状を概観した。

なお、当事務所では、2001 年 11 月にタスマニア州の州都ホバートで開催した日豪地方行政フォーラムで、行政の I T 革命と政府間の連携をテーマに取り上げ、その中で、同州をはじめとするオーストラリア国内の講師も招き、I T 化の取組みについて講演をいただいた。このレポートを執筆するに当たっては、こうした方々の講演内容も、貴重な参考資料の一つとさせていただいた。

(財) 自治体国際化協会 シドニー事務所長

概要

第1章 オーストラリアにおけるITの現状

- 最近のIT関係の国際的分析結果において、オーストラリアは、社会的なIT利用の成熟度を測る「IT国家」という指標で世界第2位、行政のIT化の程度を測る「電子政府」の指標で第3位の評価を得ている。

オーストラリアの行政のIT化は、全体としては、州政府や地方自治体に対し、連邦政府の施策が先行して進んできた。

これと比較して日本は、パソコンやインターネットの普及率こそ急速な伸びを見せており、ここ数年でオーストラリアと肩を並べているが、人口当たりのウェブサイトの数やその安全性、電子政府の進捗状況では、米国やオーストラリアをはじめとするIT先進国に遅れをとっている。

- オーストラリア連邦政府は、1997年の首相演説を契機に本格的なIT推進に取り組んできた。その政策の中で、中核といえる目標が「適切な行政サービスを2001年末までにオンライン化する」というものであり、これを達成するために2000年4月に策定された「政府オンライン戦略計画」により、電子政府の整備が急ピッチで進められることとなった。

第2章 連邦政府のIT政策の進捗状況

- オーストラリアのIT政策は、1997年の首相演説により本格的に始動した。各種行政サービスのオンライン化の推進とともに、ポータルサイト（入口となるウェブサイト）の再構築、各種基準・標準システムの構築など、枠組みとなる仕組みや条件整備も並行して推進されている。

例えば、ポータルサイトの再構築では、利用者が行政の管轄や構造を理解していなくても目的の情報や手続きにたどり着ける項目立てがなされている。また、条件整備としての電子認証システムの構築は、行政サービスの効率化だけでなく、ビジネス関係の手続きの簡素化と電子商取引の促進により国内経済を活性化させる目的から、特に重要視されている。

- 2001年中には、オンライン化が計画されている行政サービスの90%以上が、予定どおりオンライン化される見込みだ。また、2001年10月現在で、支払額の50%以上を電子調達により処理している政府機関は約80%に達している。
- オーストラリアの人口の大部分は大陸周辺部（海岸部）に集中しており、内陸部を中心に人口が希薄な土地が広がっている。同国におけるIT政策は、こうした遠隔地や地方部の住民サービスを充実させるための要素を多く含んでおり、この目的に特化して進められている施策も多い。

例えば、1999年から始まった地方部手続き処理センター助成事業は、過疎化の進む地

域などで、地域を代表する非営利組織が主体となって銀行、郵便、行政などのサービスを提供しようとする窓口の整備・運営に対して助成するものである。

第3章 連邦によるタスマニアでのIT化集中戦略

- 連邦政府は、1999年までに、国営電信会社の売却益の一部（総額7億4,000万ドル）を充当したオーストラリア全域における各種IT関連施策の計画を発表したが、公表された14の事業計画のうち4つはタスマニアだけを対象にしたものであった。投資額にして、全体の約15.5%がタスマニア州（面積で全豪の0.9%、人口で2.5%）に割り当てられることとなった。
- 対象をタスマニア州に特化した事業の代表的なものに、「タイガース計画」と名付けられたものがある。この事業は、連邦政府がタスマニア州政府や州内の自治体と協力して、従来これら3層の行政主体によって別々に提供されていた行政サービスを、窓口やインターネットにおいてできるだけ一元化して提供していこうとする試みである。将来的には、タスマニアでの実験成果をモデルとして、全国に波及させていくことが計画されている。また、計画の推進のために必要な各種分野のオンライン・システムの開発は、国内のIT産業の育成・活性化にも寄与することが期待されている。

第4章 タスマニアにおける州政府・自治体のIT政策

- タスマニア州では、州政府を中心として電子政府の構築に向けた積極的かつ先進的な取り組みがなされている。まず、州政府によるサービス・タスマニア事業は、州政府や自治体の行政サービスを集約して、州内24箇所の窓口、24時間受付の電話、インターネットの専用ウェブサイトの3つの手段において、それぞれ統一的に提供しようとするものである。連邦が中心となった「タイガース計画」によって提供可能となったサービスも、サービス・タスマニアの窓口を拠点として提供されている。
- タスマニア州は、1990年代前半に他州に先立って大規模な自治体合併を推進するなど、これまでも先進的な取り組みがなされているが、反面、オーストラリアで唯一大陸から離れた島（北海道とほぼ同面積）であり、唯一人口減少が続いている州である。その意味で、州全体が遠隔地又は地方部的な存在であると捉えることもできる。その危機感もあり、同州では、サービス・タスマニアとともに、全州規模で自治体との協力や住民・産業界の行政参画を推進する事業が展開されているが、こうした連携の下地が各種IT施策を推し進める上での土台となり、潤滑油となっているといえる。
- 連邦政府による補助金を受けながら実施されている事業に、オンライン・アクセス・センターの整備がある。コミュニティやビジネスによるインターネット利用の促進などの目的で各地域住民が主体となって運営する施設を整備するもので、2001年8月までに64箇所のセンターが開設された。その他、州内の自治体と州政府、州自治体協会が共同して共通のオンラインシステムを構築することにより、コスト削減を図りなが

ら早急かつ適切なオンライン化を実現しようという試み(自治体オンライン・サービス計画)なども連邦の資金援助により進められている。

第5章 州政府・自治体のIT化事例

- 連邦政府やタスマニア州以外にも、オーストラリアの州政府や地方自治体では様々な先進的IT関連施策が取り組まれている。当初、州政府の中で他をリードしていたのはビクトリア州であったが、今では、タスマニア州や南オーストラリア州などを中心にそれぞれ独自の革新的な施策を進めている。特に、ITの普及を中心に取り組んだ南オーストラリア州では、国内最低であったインターネット利用率をトップにまで押し上げることに成功している。
- 各州の自治体についても、都市部の自治体を中心にITの利用が進んでおり、行政の効率化や住民サービスの充実などを目的とした先進的な事例が数多い。特に、最先端の地図情報システムを導入した事業などが注目される。
- この章で取り上げた各事例を簡単に分類すると、以下ようになる。「州」は、「第1節 州政府の事例」、「地」は「第2節 自治体の事例」の各項目であることを示す。
 - A 住民のコンピュータやインターネット利用の促進
 - ・州① NetWorks for you ・州② Connect SA
 - ・州⑥ sa.edu Project ・州⑧ Skills.net、Access@schools
 - ・地⑥ (中古パソコンの活用)
 - B 各種オンライン・サービスを提供するポータルサイトの運営
 - ・州② Connect SA (再掲) ・州⑩ OnlineWA Single Doorway
 - C 行政手続のオンライン化・情報公開等
 - ・州⑦ Multi-service Express ・州⑨ Electronic Voting and Counting System
 - ・州⑩ OnlineWA Single Doorway (再掲) ・州⑥ Bizgate
 - ・地⑦ PCC BA/DA System ・地⑧ Public Access Kiosk
 - ・地⑪ (市議会運営のIT化)
 - E オンラインによる住民の行政参画の促進等
 - ・州③ Virtual Electorate ・州④ Talking Point ・地③ SPINACH
 - F 窓口業務体制のIT化
 - ・地① (苦情等受付システム) ・地② (コールセンターでのIT活用)
 - G 地図情報システム等の活用
 - ・地④ (山火事防止システム) ・地⑤ Property Video Mapping
 - ・地⑨ Blue Space Mapping ・地⑩ Urban Information Model

第1章 オーストラリアにおけるITの現状

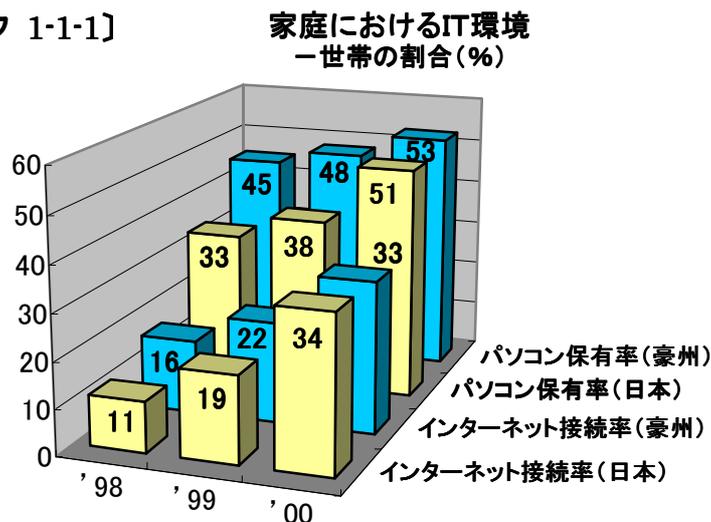
第1節 オーストラリアのIT環境

1 社会へのIT普及度

オーストラリアの各家庭へのコンピュータ及びインターネットの普及状況は、グラフ1-1-1のとおりである。日本の状況と比較すると、両国ともパソコン普及の伸びに対してインターネットの普及の方が急速に進んできているが、日本のほうがやや急ピッチな伸びによりオーストラリアに追いついてきたことがうかがえる。

一方、調査時点が若干異なるためあくまでも目安ではあるが、オーストラリアのインターネット普及率（利用者数の割合）では、オーストラリアが43.9%で9位、日本が37.1%で14位となっている。（情報通信白書（平成13年版）9頁参照。以下、日本の数値は同白書の数値を参照した。）ただし、日本でのインターネット利用者のうち、20.9%は情報量の小さい携帯電話等からのみの利用であり、通常のパソコン利用による普及率は29.3%に留まっている。

〔グラフ 1-1-1〕

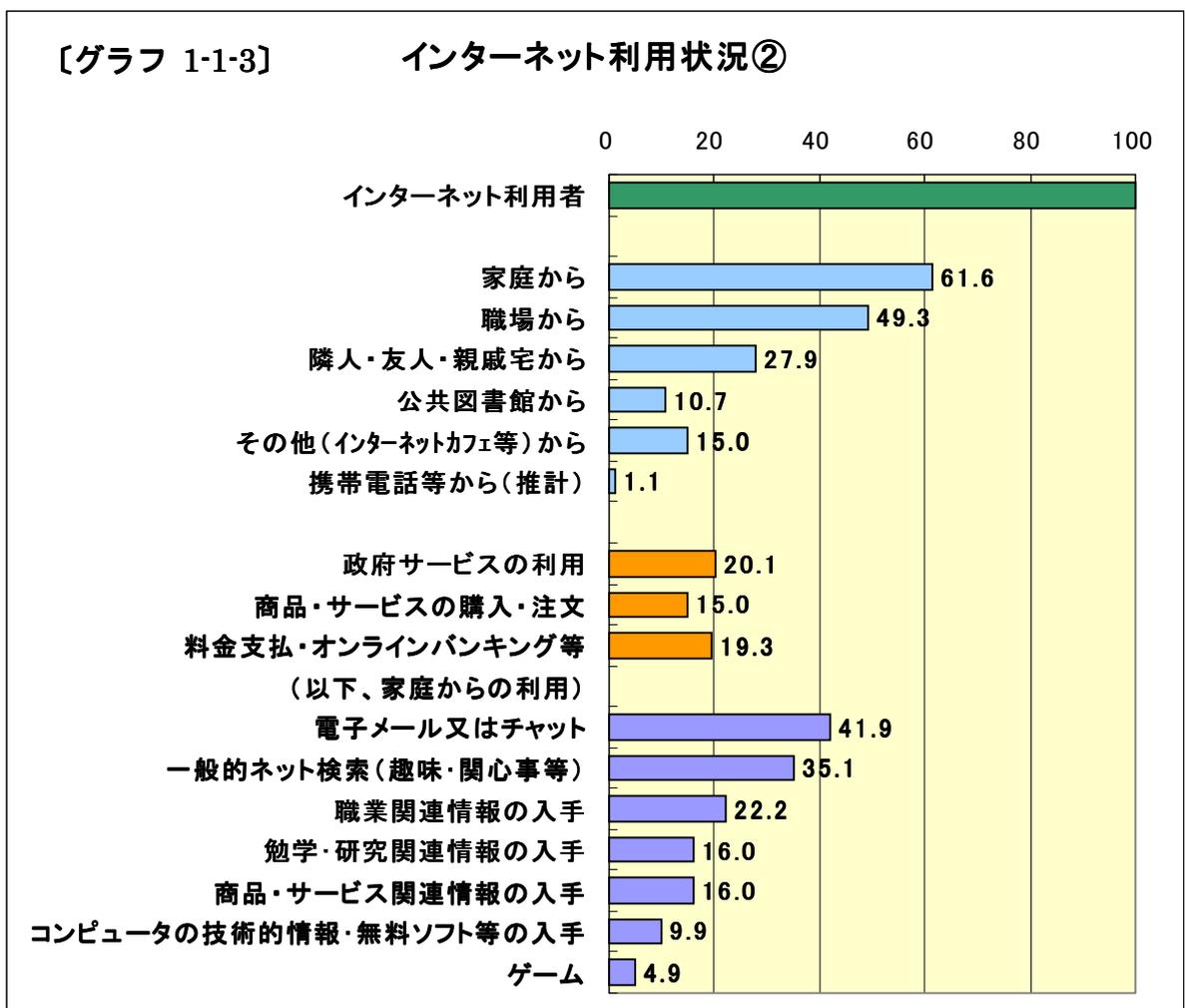
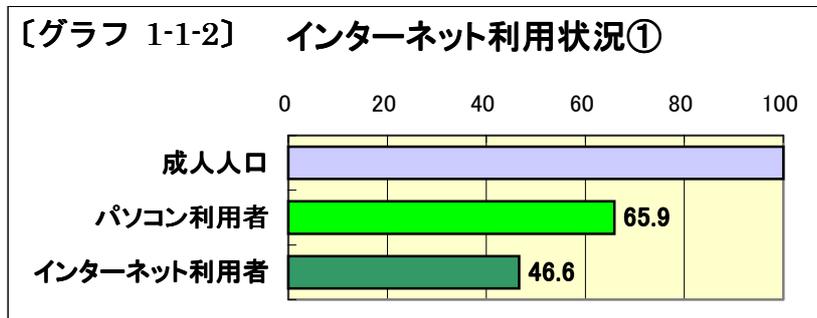


(資料) 連邦統計局「Household Use of Information Technology, Australia (2000)」
総務省「通信利用動向調査」

また、パソコン保有世帯のうちのインターネット接続率は、日豪ともに62%（2000年）となっている。都市規模別のインターネット利用の格差をみると、オーストラリアでは(世帯によるネット接続率)、大都市圏の37%に対し地方部26%となっている。日本もまた同様に、パソコンからのネット利用率では、政令指定都市・特別区が33.1%、その他の市部が26.5%、町村部が20.9%と、都市部と地方の格差が存在する。

次に、インターネットの利用形態をみてみると、2000年1年間に、7%の成人が個人的利用のための商品・サービスをインターネットにより購入・注文している（書籍・雑誌（33%）、コンピュータのソフトウェア（19）、音楽（21）、イベント・チケット等

(13)、衣類等 (11)、食料品・雑貨 (10)、コンピュータのハードウェア (9))。そして、そのうち 82%が料金の全部又は一部をオンラインで支払った。一方、同期間、12%の成人が政府の行政サービスにアクセスするためにインターネットを利用した。



(資料) 連邦統計局「Household Use of Information Technology, Australia (2000)」

インターネット利用の様態を見てみると、グラフ 1-1-3 のようになっている。日本の状況 (2000 年) と比較すると、職場からのアクセスの割合が大きく (日本: インターネット利用者の 27.3%)、携帯電話等からのアクセスが少ない (日本: 51.8%) こ

とが特徴的である。

最後に、被雇用者である成人の6%が雇用者との継続的な自宅勤務契約（※）を交わしており、その80%以上が、自宅勤務を可能とする情報媒体としてパソコン、モデム、FD、CD、携帯電話等の電子機器を利用した、いわゆるテレワークにより仕事をしている（2000年）。その内訳は40%が携帯用パソコンを利用、35%がインターネットを使って雇用者のコンピュータ・システムに直接アクセス可能であり、36%がアクセスする代わりに関連情報を含んだFDまたはCDを使い、39%が携帯電話による情報交換を行っている。

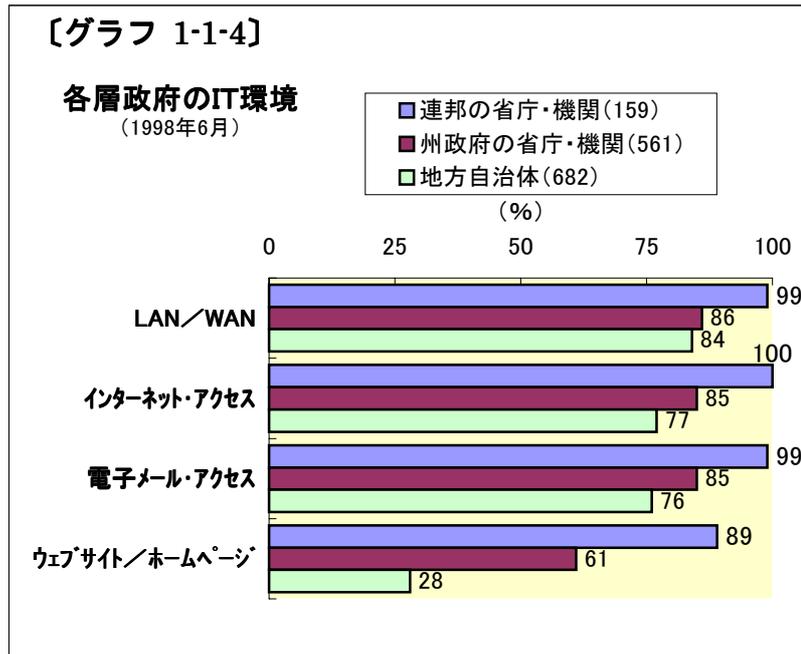
※ 週労働時間のうち全部又は一部を自宅勤務とする契約で、平均すると自宅勤務契約者の週労働時間42時間のうち12時間が自宅勤務である。

2 行政におけるIT利用状況

グラフ1-1-4に示したとおり、1998年当時、連邦政府の行政におけるITの利用が州や自治体に比べてかなり先行していたことがわかる。

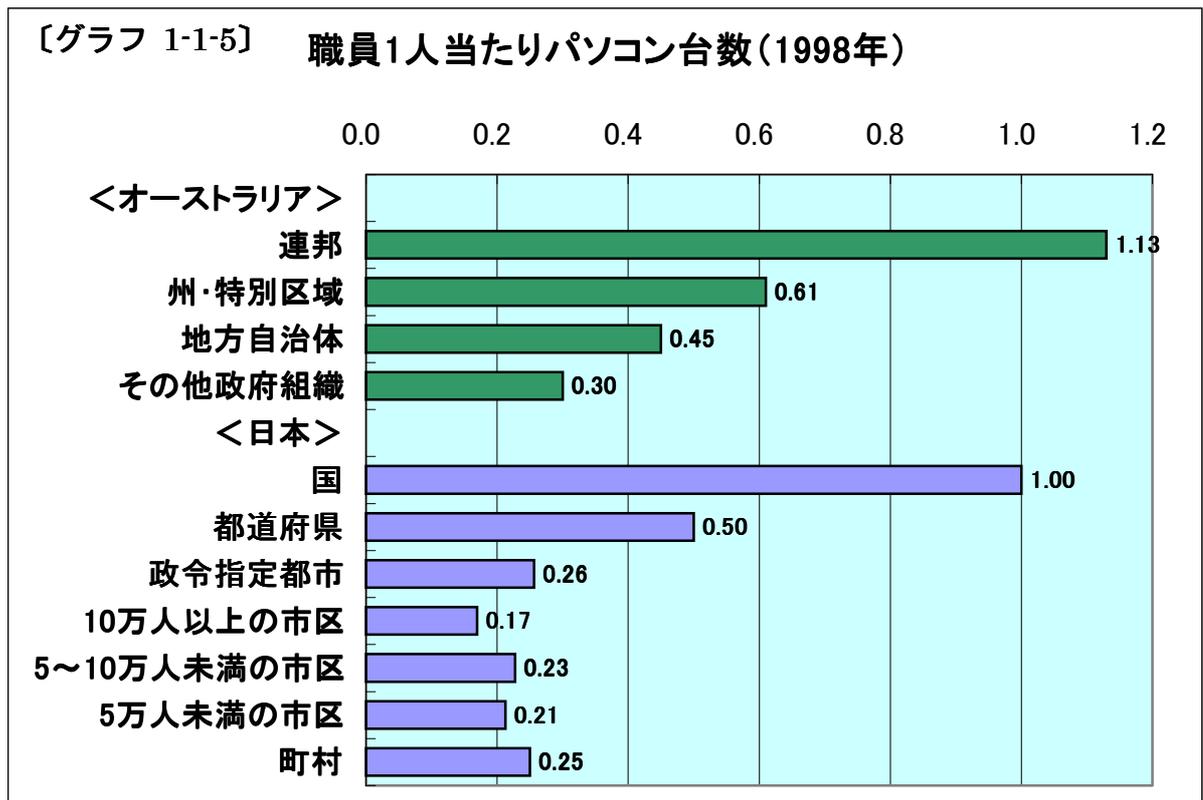
日本の状況と比較すると、ホームページの開設では、1998年当時の日本が都道府県・政令指定都市（100%）、市区57.7%、町村34.9%であったのに対し、オーストラリアでは市町村における整備状況が日本よりも遅れていた（州政府の場合は、個々の機関における整備状況の統計であるため日本と比較できない）。これは、オーストラリアの自治体、特に地方部の自治体は日本の自治体よりも行政サービスの範囲や財政規模が小さいことが一因であると考えられる。ただし、調査時点でウェブサイトを持っていなかった組織（自治体以外を含む）の52%が、その後1年以内の開設を計画していた。

ところが、市内LAN等の整備では、1998年当時の日本の場合、政令指定都市の91.7%を除くと、市区が39.2%（人口5万人未満）、63.7%（5万人以上10万人未満）、79.0%（10万人以上）、町村が32.8%であり、逆にオーストラリアのほうが整備が進んでいる。



(資料) 連邦統計局「Government Use of Information Technology, Australia (97-98)」

(以下、この節の各グラフとも出典は同じ)



(資料) 日本の数値は、国が総務省「行政情報化基本調査」、自治体が自治省「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」(「平成13年版情報通信白書」68頁)

(注) オーストラリア各層政府全体では0.61

連邦: 一般的行政組織のほか、議会、裁判所等を含む

州・特別区域: 一般的行政組織のほか、議会、裁判所、警察、救急、消防、博物館、図書館

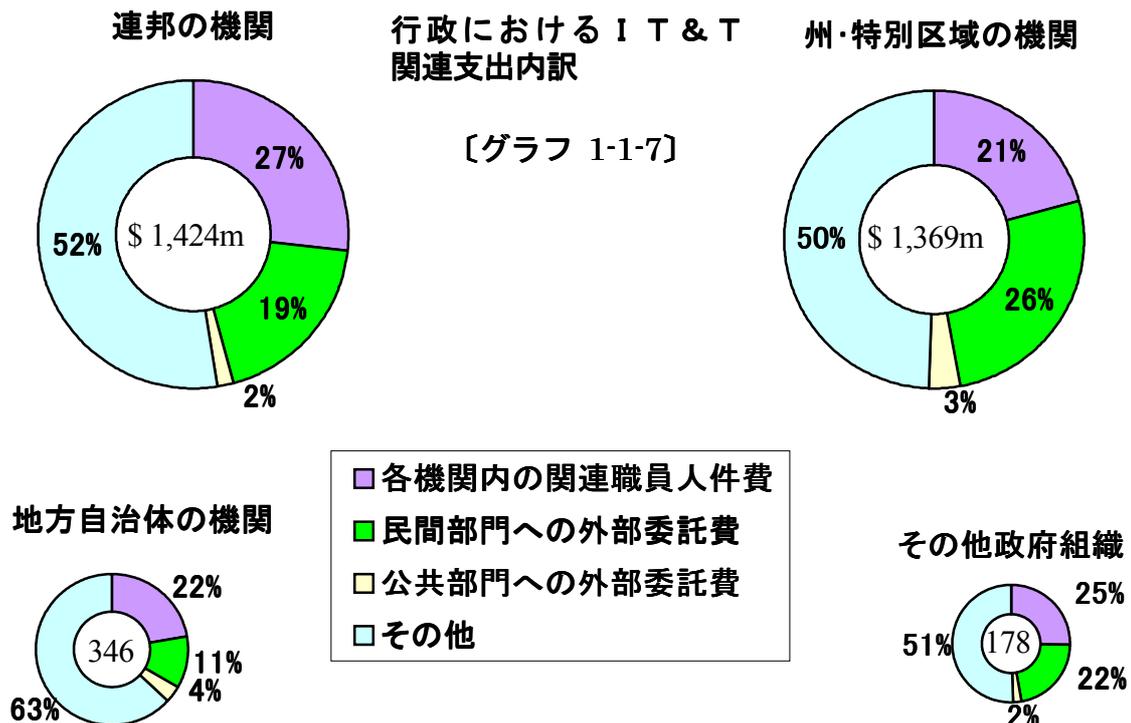
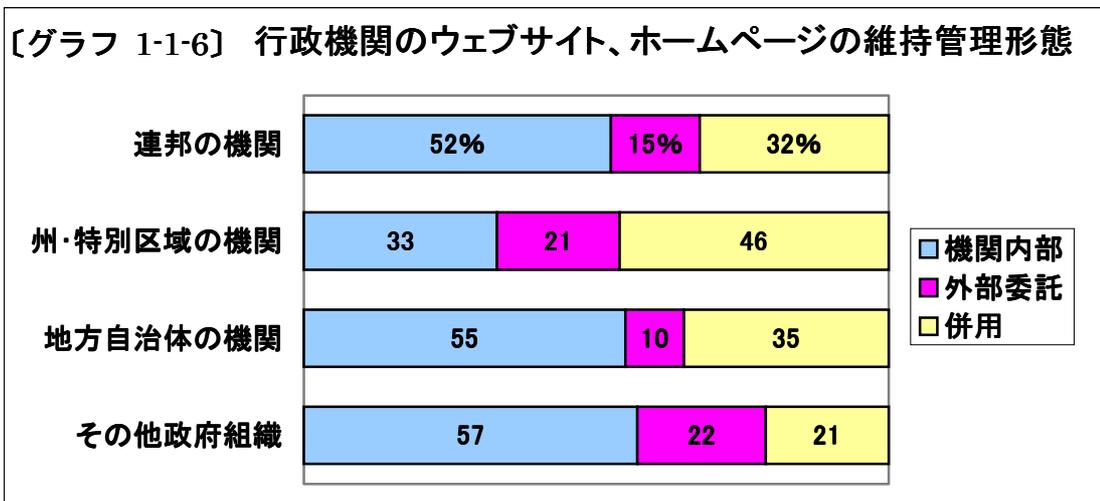
等を含む

地方自治体：いわゆる地方自治体と北部準州の先住民のコミュニティ・カウンシルを含む
 その他政府組織：政府所有企業、病院、先住民関連組織等

また、職員1人当たりのパソコン台数について日豪の行政機関別の比較をしてみると、グラフ1-1-5のように、特に市町村レベルの自治体において豪州のほうが整備が進んでいる。

一方、行政の情報技術・通信部門のサポートを担当している職員の割合は、1998年6月時点で、連邦が全職員の4.6%、州・特別区が1.5%、自治体が1.4%であり、この数値からも、連邦のITに対する取組みが先行して進んできた状況がわかる。

次に、政府系サイトの運営体制を見てみると、グラフ1-1-6（1998年）のように、州政府機関の外部委託の割合が大きくなっている。



行政機関の I T & T (情報技術及び通信) 関連支出では、連邦と州政府等全体がほぼ同規模の額を支出しているが、連邦の I T 担当職員の多さや州の外部委託の多さを反映して、人件費や外部委託費への支出割合に差が生じている (グラフ 1-1-7 参照)。なお、1999-2000 年度の調査では、全支出に占める I T 関連支出の割合は、連邦が 7%、州が 4%、自治体が 2%、平均 5%となっている。

一方、政府系ウェブサイトへのアクセス状況をみると、2000 年の 1 年間に、成人の 10 人に 1 人、パソコン利用者の 7 人に 1 人、インターネット利用者の 5 人に 1 人が個人的利用のためにアクセスしたことがあると回答している。

3 国際評価

(1) I T 国家

米国のコンサルティング企業 A. T. カーニーが 2002 年 1 月に調査発表した「フォーリン・ポリシー・マガジン・グローバリゼーション・インデックス」によると、オーストラリアは米国に次いで世界第 2 位の I T 国家であるという評価を得た。

この評価は、インターネット利用率、インターネット・ホスト数 (サーバーに置かれたウェブサイトの数)、オンラインの安全性の 3 つが指標となっている。I T の総合評価で 10 位以内の国と日本を、それぞれの指標別に比較したのが以下の表である (いずれも 2000 年の数値)。

	米国	豪州	カナダ	ルウェー	スウェーデン	フィンランド	ニュージーランド	スイス	シンガポール	デンマーク	日本
ネット利用率	10 (34.9)	9 (35.3)	4 (41.0)	2 (49.4)	3 (45.6)	6 (37.4)	17 (22.0)	12 (29.5)	11 (29.9)	8 (36.7)	7 (37.3)
ホスト数	1 (295)	6 (85)	7 (76)	4 (102)	8 (67)	3 (103)	5 (91)	14 (36)	12 (44)	9 (63)	13 (37)
安全性	1 (283)	2 (179)	4 (157)	11 (80)	7 (112)	9 (91)	3 (159)	5 (146)	6 (129)	12 (68)	18 (38)

注) 総合評価の高い国の順番で左から記載した。各欄の上段が各評価の順位、下段が数値である。
「ネット利用率」の数値は、インターネット利用者の人口比率 (%) である。
「ホスト数」の数値は、人口千人当たりのインターネット・ホスト数である。
「安全性」の数値は、人口 100 万人当たりの安全なサーバーの数である。

分析によると、1990 年代の末にかけては、スカンジナビア諸国 (ノルウェー、スウェーデン、デンマーク) が、情報技術の普及において他のヨーロッパ大陸諸国を凌ぐ成長を見せたが、2000 年までには、オセアニア (オーストラリア及びニュージーランド) が新たな I T の中心として頭角を現してきた。

オセアニアのこの急成長の理由は、スカンジナビア同様の経済的成功と地理的隔絶感とともに、距離を隔てて点在する地域間のコミュニケーション・ツールとしてのイ

ンターネットの便利さがあり、そこに I T を推進する政策が合致したことにありと分析されている。

なお、全体としてのグローバリゼーションの評価では、オーストラリアは 62 カ国中 21 位であった（日本は 38 位）。

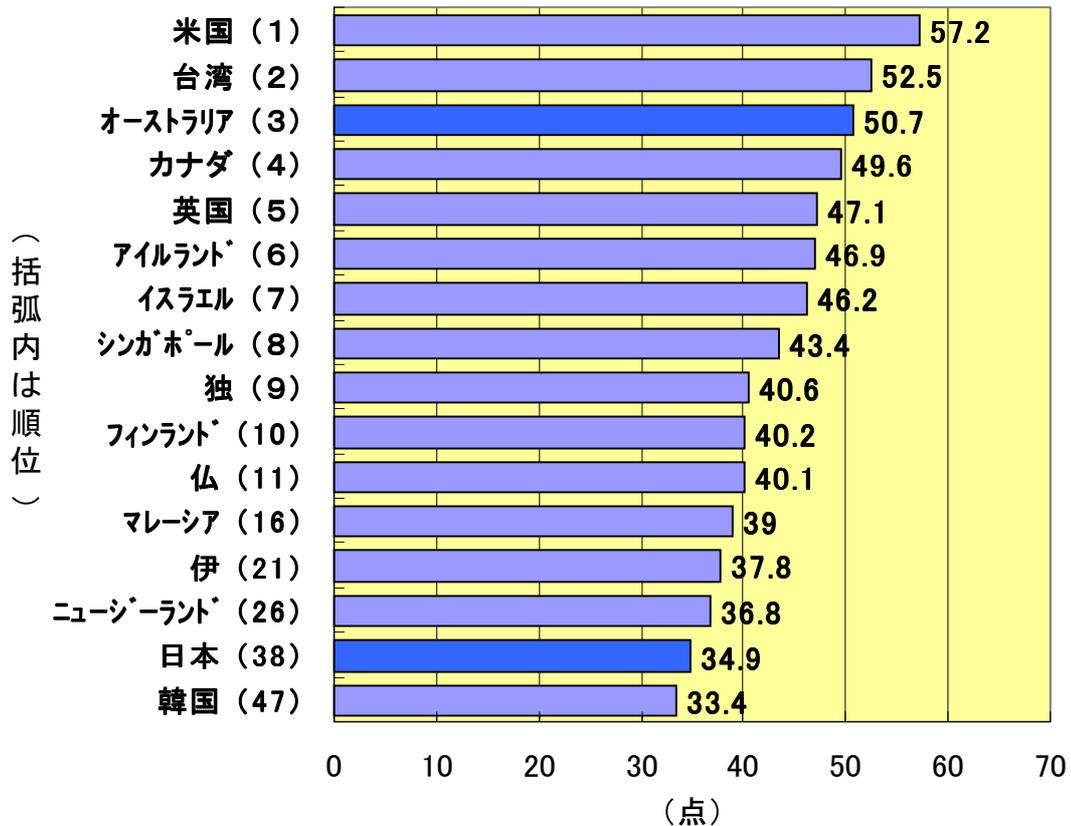
(2) 電子政府

英国の世界市場調査センター（WMRC：World Markets Research Centre）が米国のブラウン大学（ロードアイランド州）と共同で実施した電子政府の進捗度に関する調査（「Global E-Government Survey」(2001 年 10 月発表)）によると、世界 196 カ国 2,288 の中央政府系ウェブサイトに関して、22 の指標などに基づいて評価した結果、グラフ 1-1-8 のように、オーストラリアは世界第 3 位という結果が導き出された。

I T 先進国としての評価が定着してきたオーストラリアだが、この調査により改めて、電子政府としても先駆的地位を保っていることが認められたといえる。一方の日本は、調査対象国 196 カ国全体の中では上位に位置しているといえるが、台湾、シンガポール、マレーシアといった他のアジアの国々（NIES 諸国）にも遅れをとっている。

また、電子政府化が日本よりも相当程度に先行している国々の中には、国内のインターネット普及率が 29.3%（日本のパソコンのみからのインターネット接続率）未満である国も多く（台湾（29%）、アイルランド（28）、独（24）、仏（15）など）、こうした国では、社会のニーズの後追いとしての電子政府ではなく、行政が率先して I T 化を推進している様子が見えてくる。

〔グラフ 1-1-8〕 電子政府進捗度(100点満点)



(注) 22 の指標は、「電話番号情報」、「住所情報」、「電子出版」、「データベース」、「他のサイトへのリンク」、「ビデオ(オーディオ)・クリップ」、「外国語サービス」、「広告の除外」、「無料アクセス」、「障害者対応メディア」、「プライバシー方針」、「安全性方針」、「索引」、「オンライン・サービス」、「総合窓口サイトの設置とリンク」、「電子署名」、「クレジットカード支払」、「電子メール連絡情報」、「サイト内検索」、「掲示板又はチャット・ルーム」、「スピーチやイベント公告の生放送」、「電子メールによる最新情報送信サービス」で、これらによる評価が計 88 点、である。その他、「総合窓口サイトの設置とリンク」の追加点 (6 点)、「オンライン・サービス」の数による追加点 (最高 6 点) が加算され 100 点満点による評価がなされた。なお、ここでいう「オンライン・サービス」は、オンライン上で完結できる手続サービスを意味し、例えば、様式をプリントアウトし郵送で処理するようなサービスは含まない。

第2節 オーストラリア連邦政府のIT戦略

1 首相演説

オーストラリア連邦政府がIT分野における本格的な改革に乗り出したのは、1997年のことであった。1997年12月、ハワード首相は「成長への投資」という演説を行い、連邦政府が21世紀に向けて構築した経済面における政策構想を発表したが、その中では、投資や輸出の促進、世界経済における役割の強化とともに、IT改革も重要な課題として取り上げられた。この政策において、IT関連では、以下の3点が主要目標として掲げられた。

- ① IT行政にあたって事業者と消費者の信頼を構築すること
- ② オーストラリアのオンライン化を促進すること
- ③ 情報産業の発展を促進すること

そして、②に関しては、「電子政府関連」、「IT教育・訓練」、「オンライン化の啓発」、「アクセス手段の拡張」、「ビジネス界のオンライン化」、「オンライン取引戦略の構築」の6項目に分類され、さらに、最初の「電子政府関連」について、次のような具体目標が設定された。

- ◆ 適切な行政サービスの全てを2001年までにオンライン化する
- ◆ 連邦政府の支払手続について2000年までに電子支払を通常の方法として構築する
- ◆ 単一の政府情報センターを設立する
- ◆ 政府内のオンライン通信を保証するために1998年までに全政府規模のイントラネットを確立する

なお、こうしたIT関連の政策は、連邦政府のIT関連部門であった当時のNOIEとOGIT（第2節2参照）を中心に進めることとされた。

2 連邦情報経済局

連邦政府において、IT関連の施策は通信・情報技術・芸術省が管轄している。そして、現在その中核を担っているのが、同省の下に設置されている連邦情報経済局（NOIE：the National Office for the Information Economy）である。

同局の前身は、1997年9月に設置されたNOIE、そして1998年10月に設置された政府オンライン局（OGO：the Office for Government Online）である。OGOは、1997年12月の首相演説に謳われた政府方針の1つである、「適切な行政サービスの全てを2001年までにオンライン化する」という目標を達成するために、その主要な前身であるOGIT（the Office for Government Information Technology；1995年設立）とその他の連邦内のIT関連部門が統合されて成立した。そして、NOIEとの協力のもとに「政府オンライン戦略計画」（第2節3参照）を作り上げ、2000年4月に発表した。

連邦政府は、2000年10月、NOIEを行政執行機関（Executive Agency[※]）として、その権限を強化し、2000年末までには、OGOの機能や省の情報通信産業部門もNOIE

に吸収された。(※1999年の公共サービス法の規定により、連邦総督によって設置される法定外機関。関連する省庁の下に設置されるが、その管理から独立した機能を有する。特に、省庁の垣根をまたがる全政府的な機能が要求される場合にこの機関の構造が有効であるとされる。) なお、行政執行機関としてのNOIEは、情報経済問題に関して、政府に対する助言勧告の形成・調整について直接的な責任を有する。

組織としては、最高執行責任者(CEO: Chief Executive Officer)及び副執行官(Deputy CEO)の下に、情報産業(Information Industries)、情報経済(Information Economy)、政府オンライン(Government Online)の3つの部門が置かれており、164名(2000年度)の職員を有する。(2001年7月には3つの部門が統合再編され、名称による明確な区分が無くなっている。)

3 政府オンライン戦略計画

首相演説に基づく「適切な行政サービスの全てを2001年までにオンライン化する」という目標を達成するために、2000年4月、当時のOGITを中心に「政府オンライン化戦略計画」(Government Online Strategy)が策定され、以下の8項目が戦略的優先事項として設定された。

- インターネットが提供する可能性の最大限の活用
- 認証、データ管理、利便性、プライバシー、安全性等に関する条件整備
- 地方部におけるオンライン・サービスの促進
- 政府オンラインのIT産業の発展に及ぼす影響力の促進
- 政府の企業活動のオンライン化
- 優良事例や先進事例の把握
- 複数機関にまたがるサービスの促進
- 利害関係者との連絡調整

また、これら8項目とは別に、機関や各政府レベルにまたがるサービスの統合も重要視された。さらに、各部局・機関は、最低限のオンライン化水準に従うことと、それぞれのオンライン実施計画を策定することが義務付けられた。